

法人府民税の中間申告書(第6号様式)記載の手引

特別法人事業税 中 確 修 正 目 次

○ 申告書(第6号様式)記載の手引	2 ~ 10 ページ
○ 税率一覧	10 ~ 12 ページ
○ 災害による被災者に対する軽減措置・納付方法・地方税共通納税システム・令和7年度税制改正・外形標準課税適用法人の見直し・eLTAXに関するお知らせ等	12 ~ 15 ページ
○ 成長産業特別集積区域における税制・ハートフル税制・大阪市の法人関係申告受付窓口	16 ~ 19 ページ
○ 提出先・お問い合わせ先	20 ページ

【大阪府からのお願い】

申告書のご提出にあたって、以下のとおりご協力をよろしくお願いします。

1. 大阪府に主たる事務所又は事業所を有する法人の皆様は、次の各区分に該当がある場合は、必要書類を添付のうえ申告書をご提出ください。様式については20ページの大阪府ホームページ「法人府民税・事業税関係様式一覧」をご覧ください。

(1) 法人府民税(法人税割)関係

区分	必要書類
法人税額の特別控除の適用を受ける法人	・ 該当する法人税額の特別控除に関する明細書(写)
通算申告法人	・ 第6号様式別表1 通算法人又は通算法人であった法人の課税標準となる法人税額に関する計算書【必須】
外国法人	・ 第6号様式別表1の2 外国法人の法人税割額に関する明細書【必須】

(2) 法人事業税関係

区分	必要書類
医療法人	・ 第6号様式別表5 所得金額に関する計算書【必須】
課税事業と非課税事業(林業又は鉱物の掘採事業)とを併せて行う法人	・ 貸借対照表 ・ 損益計算書 ・ 法人税別表4(所得の金額の計算に関する明細書)
外国に事務所又は事業所のある内国法人	・ 医療法人等の社会保険医療分の所得金額計算書及び雑収入の明細書(医療法人のみ)
収入金額課税法人 (電気・ガス供給業、生命(損害・少額短期)保険業、貿易保険業を行う法人)	・ 第6号様式別表6~8 収入金額に関する計算書、貸借対照表及び損益計算書【必須】 ・ 法人税別表4(所得の金額の計算に関する明細書) ・ 雑収入の明細書
外形標準課税適用法人 (地方税法第72条の2第1項第1号イ及び第3号イに掲げる法人)	・ 地方税法施行規則様式で定める別表及び貸借対照表、損益計算書【必須】 ・ 販売費及び一般管理費明細書、売上原価報告書、製造原価報告書(作成されていない場合は不要です。) ・ 法人税別表4(所得の金額の計算に関する明細書) ・ 法人税別表5(1)(利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書) 詳しくは、20ページの大阪府ホームページ「法人事業税の外形標準課税について」をご覧ください。

※ 国税の電子申告時に、e-Taxにより財務諸表を提出した場合には、法人事業税の申告における財務諸表が提出されたものとみなされ提出が不要となります。

※ 電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等を行う法人の令和2年4月1日以後に開始する事業年度及び特定卸供給事業を行う法人の令和4年4月1日以後に終了する事業年度の確定申告書等を提出する場合には第6号様式(その2)を使用してください。

(3) 特別法人事業税関係

区分	必要書類
標準税率以外の税率を適用する法人 (超過税率、ハートフル税制又は成長産業特別集積税制に係る税率を適用する法人)	・ 第6号様式別表14 基準法人所得割額及び基準法人収入割額に関する計算書【必須】

2. 大阪府内にのみ事務所等を有し、かつ府内の2以上の市町村に事務所等を有する場合は、次の書類を添付してください。
・ 府税規則様式第30号 大阪府内にのみ事務所又は事業所を有する法人の事務所等の所在市町村に関する明細書

★大阪府の府税事務所では総合受付窓口を設置しています。申告書を府税事務所へ直接提出される場合は、総合受付窓口へお越しください。(府税事務所の所在地については、20ページの「提出先・お問い合わせ先」をご覧ください。)

★申告書を提出されてから1週間以内に府税事務所にて納税証明書請求される場合は、お手数ですが申告書の控えと領収証書をお持ちください。

(R7.10)

第6号様式記載の手引

1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、地方税法(以下「法」といいます。)第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業を行う法人(同項第1号に掲げる事業と同項第2号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、同項第3号又は第4号に掲げる事業を行う法人を除きます。)が仮決算に基づく中間申告(通算親法人が協同組合等である通算子法人を除く法人が行う中間申告に限りです。)、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用します。なお、事業税及び特別法人事業税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができることに留意してください。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)所在地の都道府県知事に1通を提出してください。ただし、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、主たる事務所等(外国法人にあっては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設)所在地の都道府県知事に対しては、写し(提出用の写し)1通を添付してください(主たる事務所等所在地が大阪府の場合は、写し1通の添付は不要です。)
- (3) 法第23条第1項第4号の2イ(1)の規定を受ける法人(無償増資による剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした法人)にあっては、同号イ(1)に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類(株主総会議事録等)を添付してください。
- (4) 法第23条第1項第4号の2イ(2)の規定を受ける法人(無償減資等による資本の欠損の填補を行った法人)にあっては、同号イ(2)に規定する資本の欠損の填補を行った事実及び資本の欠損の填補に充てた金額を証する書類(株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告(官報の抜粋)等)を添付してください。
- (5) 法第23条第1項第4号の2イ(3)の規定を受ける法人(剰余金を損失の填補に充てた法人)にあっては、同号イ(3)に規定する剰余金を損失の填補に充てた事実及び剰余金を損失の填補に充てた金額を証する書類(株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告(官報の抜粋)、株主資本等変動計算書等)を添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分(けた)のある欄	単位区分に従って正確に記載します。また記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位(けた)に△印を付して記載してください。	
3「法人番号」	法人番号(13桁)を記載します。	
4「この申告の基礎」	法人税に係る修正申告、更正、決定又は再更正を基礎にして修正申告をする場合には、法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日を記載します。	
5「所在地」	本店の所在地を記載します。なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人が、当該都道府県内に支店等のみを有する場合には、主たる支店等の所在地も併記してください。	
6「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
7「事業種目」	事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して記載してください。	
8「期末現在の資本金の額(解散日現在の額)」	期末(中間申告の場合には、その計算期間の末日)現在又は解散日現在における資本金の額又は出資金の額を記載します。	
9「期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額(解散日現在の額)」	期末(中間申告の場合には、その計算期間の末日)現在又は解散日現在における資本金の額又は出資金の額及び資本剰余金の額(これらに準ずる金額を含みます。)の合算額を記載します。	
10「法人区分」	公共法人、公益法人等、特別法人、人格のない社団等、みなし課税法人、投資法人、特定目的会社、一般社団法人(非営利型法人に該当するものを除きます。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除きます。)以外の法人で、次のいずれかの法人に該当する場合には、「イに掲げる法人」を○印で囲んで表示します。 (1) 資本金又は出資金の額が1億円を超える法人 (2) 「前事業年度の法人区分」の欄について、「イに掲げる法人」を○印で囲み、かつ、「期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額(解散日現在の額)」の欄の金額が10億円を超える法人	
11「資本金の額が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの」	期末現在における資本金の額又は出資金の額が1億円以下である普通法人が、次のいずれかの法人に該当する場合には、「非中小法人等」を○印で囲んで表示します。 (1) 次のいずれかの法人(以下「大法人」といいます。)との間にこれらの大法人による完全支配関係がある法人 イ 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人 ロ 法人税法第4条の3に規定する受託法人 ハ 相互会社(外国相互会社を含みます。) (2) 当該普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をいずれか一の大法人が有するものとみなした	法人税法第66条第6項に規定する大通算法人に該当する場合であっても左記(1)及び(2)のいずれにも該当しないときは、記載しないでください。

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
	ときにその一の大法人による完全支配関係があることとなる法人	
12「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」	期末現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。	
13「期末現在の資本金等の額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) (2)に掲げる法人以外の法人 法第23条第1項第4号の2イに定める額 (2) 保険業法に規定する相互会社 地方税法施行令(以下「政令」といいます。)第6条の24第1号に定める金額	
14「道府県民税事業税特別法人事業税の申告書」	空欄は、次のように記載します。 (1) 法人税の中間申告書及び法第72条の26第1項ただし書の規定による申告の場合には、「中間」 (2) 法人税の確定申告書(退職年金等積立金に係るものを除きます。)及び法第72条の25、第72条の28又は第72条の29の規定による申告の場合には、「確定」 (3) (1)又は(2)に係る修正申告の場合には、「修正中間」又は「修正確定」	修正申告の場合は、「この申告の基礎」の欄も記載します。
15「法人税法の規定によって計算した法人税額①」	法人税の申告書(別表1。以下「別表1」といいます。)の「法人税額計」の欄(9の欄)の金額(この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の7の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。)を記載します。 なお、()内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額(「法人税額計」の欄(別表1の9の欄)の上段に外書として記載された金額)、税額控除超過額相当額等の加算額(別表1の4の欄の金額)(法人税の明細書(別表6(2)付表6)の7の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。)及び土地譲渡利益金額に対する法人税額(別表1の6の欄の金額)の合計額を記載します。	(1) 通算法人、通算法人であった法人(第6号様式別表1を提出する法人に限ります。)及び連結法人であった法人(第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。)は、記載しないでください。 (2) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び東京都の特別区と市町村とに事務所等を有する法人(以下「都内分割法人」といいます。)は、記載する必要はありません。 (3) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
16「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」	下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の明細書の欄の金額を記載します。 (1) 租税特別措置法第42条の4第1項(一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(9))の23の欄の金額 ※ 租税特別措置法第42条の4第4項(中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額は記載しないでください。 (2) 租税特別措置法第42条の4第7項(特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。)法人税の明細書(別表6(12))の11の欄の金額 (3) 租税特別措置法第42条の4第13項(同条第18項において準用する場合を含みます。以下同じです。)(一般試験研究費又は特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除について、過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の控除)の規定に係る金額(中小企業者等の過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の同項の規定による控除を除きます。) 法人税の明細書(別表6(14))の14又は28の各欄の金額 (4) 租税特別措置法第42条の10第2項(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(17))の25の欄の金額 (5) 租税特別措置法第42条の11第2項(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(18))の25の欄の金額 (6) 租税特別措置法第42条の11の2第2項(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(19))の20の欄の金額 (7) 租税特別措置法第42条の11の3第2項(地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(20))の18の欄の金額 (8) 租税特別措置法第42条の12第1項又は第2項(地方活力向上地域	(1) 通算法人、通算法人であった法人(第6号様式別表1を提出する法人に限ります。)及び連結法人であった法人(第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。)は、記載しないでください。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。 (3) 法人税額の特別控除の適用を受ける法人については、当該特別控除に係る法人税額の特別控除に関する明細書を添付していただきますようお願いいたします。

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
	等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(21))の30の欄の金額 (9) 租税特別措置法第42条の12の2第1項(認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(22))の10の欄の金額 (10) 租税特別措置法第42条の12の5第1項又は第2項(給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(24))の45の欄の金額 ※ 租税特別措置法第42条の12の5第3項及び第4項(中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額は記載しないでください。 (11) 所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第8条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「令和7年旧措置法」といいます。)第42条の12の6第2項(認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(25))の20の欄の金額 (12) 租税特別措置法第42条の12の6第2項(生産工程効率化等設備を取得した場合の法人税額の特別控除)又は令和7年旧措置法第42条の12の7第4項若しくは第5項(情報技術事業適応設備を取得した場合又は事業適応繰延資産となる費用を支出した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(26))の41の欄の金額 (13) 租税特別措置法第42条の12の6第3項又は第6項(産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(27))の34の欄の金額	
17「還付法人税額等の控除額③」	第6号様式別表2の5の④の「合計」の欄の金額を記載します。	(1) 通算法人、通算法人であった法人(第6号様式別表1を提出する法人に限ります。)及び連結法人であった法人(第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。)は、記載しないでください。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
18「退職年金等積立金に係る法人税額④」	法人税の申告書(別表21)の12の欄の金額を記載します。	(1) 通算法人、通算法人であった法人(第6号様式別表1を提出する法人に限ります。)及び連結法人であった法人(第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。)は、記載しないでください。 (2) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人は、記載する必要はありません。 (3) 第6号の2様式の申告書を提出すべき法人も記載します。 (4) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
19「課税標準となる法人税額 ①+②-③+④ ⑤」	(1) 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (イ) 通算法人、通算法人であった法人(第6号様式別表1を提出する法人に限ります。)及び連結法人であった法人(第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。)以外の法人で、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人(都内分割法人を除きます。) ①+②-③+④の金額 (ロ) 通算法人、通算法人であった法人(第6号様式別表1を提出する法人に限ります。)及び連結法人であった法人(第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。)以外の法人で、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人 第10号様式の⑤の欄の金額 (ハ) 通算法人及び通算法人であった法人(第6号様式別表1を提	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
	出する法人に限ります。) 第6号様式別表1の⑭の欄の金額 (ニ) 連結法人であった法人(第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。) 第6号様式別表1の3の⑦の欄の金額 (2) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
20 「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額⑥」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。ただし、東京都に申告する場合には、⑭及び⑯の各欄の金額の合計額を記載してください。	(1) 一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は、記載する必要はありません。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
21 「法人税割額(⑤又は⑥× $\frac{17}{100}$) ⑦」	一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は⑤の欄の金額に、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は⑥の欄の金額に税率を乗じて計算します。ただし、東京都に申告する場合には、⑮及び⑯の各欄の金額の合計額を記載してください。	(1) 税額の計算を行う場合の税率は、各都道府県ごとに定められた税率を用います。 ※ 大阪府の税率については、10～12ページの「税率一覧」を参照してください。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
22 「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」	第7号の3様式の⑳の欄の金額を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
23 「税額控除超過額相当額の加算額⑨」	第7号の2様式別表7(その1)の⑨の欄の金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、⑩の欄の当該都道府県分の金額)又は第7号の2様式別表7(その2)の⑨の欄の金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては、⑩及び⑪の各欄の東京都分の金額の合計額)を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
24 「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額⑩」	第7号様式(その1)の⑧の欄の金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、⑪の欄の当該都道府県分の金額)又は第7号様式(その2)の⑨の欄の金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては、⑫及び⑬の各欄の東京都分の金額の合計額)を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
25 「外国の法人税等の額の控除額⑪」	第7号の2様式(その1)の⑭の欄の金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、⑯の欄の当該都道府県分の金額)又は第7号の2様式(その2)の⑮の欄の金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては、⑰及び⑱の各欄の東京都分の金額の合計額)を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
26 「差引法人税割額⑦-⑧+⑨-⑩-⑪-⑫⑬」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 なお、都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、第6号様式別表1の2の⑩の欄の金額を記載してください。	
27 「既に納付の確定した当期分の法人税割額⑭」	既に納付の確定した当期分の法人税割額を記載し、法人税法第89条(同法第145条の5において準用する場合を含みます。)の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人がこの申告書を提出するときは、第6号の2様式の申告書の③の欄の金額についても記載します。	
28 「租税条約の実施に係る法人税割額の控除額⑮」	「⑬の欄の金額-⑭の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う法人税割額」とのいずれか少ない金額を記載します。 この場合において、その金額が赤字額となるときは記載しないでください。	
29 「算定期間中において事務所等を有していた月数⑰」	この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。	算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合には、その月数には新設又は廃止の日を含みます。
30 「円× $\frac{17}{12}$ ⑱」	(1) この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てた金額を記載します。 (2) 東京都に申告する場合には、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 イ 東京都の特別区にのみ事務所等又は寮等を有する法人 主たる事務所等又は寮等所在の特別区の均等割額(道府県分と市町村分)に従たる事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額(市町村分)を加算した金額	(1) 均等割の税率区分の基準は、「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用います。 ただし、「期末現在の資

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
	(ロ) 東京都の特別区と東京都の市町村のいずれにも事務所等又は寮等を有する法人 道府県分の均等割額に事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額(市町村分)を加算した金額 (ハ) 東京都の市町村のみに事務所等又は寮等を有する法人 事務所等又は寮等の所在する市町村の数にかかわらず一の道府県分の均等割額	本金の額(解散日現在の額)」の欄に出資金の額を記載した場合には、出資金の額又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用いてください。 (2) 特別区に事務所等又は寮等を有する法人が東京都に申告する場合には、第6号様式別表4の3の「均等割額の計算」の⑧の欄の金額を記載します。
31「この申告により納付すべき道府県民税額⑬+⑳ ㉑」	⑬又は⑳の欄に△印を付して記載した場合におけるこの欄の計算については、⑬又⑳の欄を零として計算します。	
32「㉑のうち見込納付額 ㉒」	法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含みます。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人(同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含みます。)が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載します。	
33「東京都に申告する場合の⑦の計算」(㉔から㉗までの各欄)	(1) ㉔の欄は東京都の特別区にのみ事務所等を有する内国法人にあっては⑤の欄の金額を記載し、東京都の特別区にのみ国内の事務所等を有する外国法人にあっては第6号様式別表1の2の④の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の東京都の特別区分の金額を記載します。 (2) ㉕の欄は東京都の市町村のみに事務所等を有する内国法人にあっては⑤の欄の金額を記載し、東京都の市町村にのみ国内の事務所等を有する外国法人にあっては第6号様式別表1の2の④の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の東京都の市町村分の金額を記載します。 ただし、東京都の2以上の市町村に事務所等を有する法人は、上記「分割課税標準額」の欄の市町村分の合計額によらず次の算式により算定した金額を記載してください。 $\text{法人税額} \times \frac{\text{東京都の市町村分の従業者数}}{\text{従業者の総数}}$	東京都以外の道府県に申告する場合には、記載する必要はありません。 恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載してください。
34 事業税の「所得割」(㉘から㉚までの各欄)	(1) ㉘の欄は、第6号様式別表5を添付する法人にあっては同表の㉙の欄の金額を、その他の法人にあってはこの申告書の ㉙の欄の金額から ㉚の欄の金額を控除した金額を記載します。 (2) ㉙から㉚までの各欄の課税標準の額は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載します。 (イ) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人 第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄のうち、当該都道府県分の金額を記載します。 (ロ) 一の都道府県にのみ事務所等を有する法人 ㉘の欄の金額が年400万円以下であるときはその金額を㉙の欄に、年400万円を超え年800万円以下であるときはこれを年400万円以下の金額及び年400万円を超え年800万円以下の金額に区分してそれぞれ㉙及び㉚の各欄に、年800万円を超えるときはこれを年400万円以下の金額、年400万円を超え年800万円以下の金額及び年800万円を超える金額に区分して、それぞれ㉙、㉚及び㉛の各欄に記載します。 (ハ) 特別法人(協同組合等)であって次の(ニ)に該当しないもの 所得金額が年400万円以下であるときはその金額を㉙の欄に、年400万円を超えるときは年400万円以下の金額を㉙の欄に、年400万円を超える金額を㉚の欄にそれぞれ記載します。 (ニ) 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人 所得金額が年400万円以下であるときはその金額を㉙の欄に、年400万円を超え年10億円以下であるときは年400万円以下の金額を㉙の欄に、年400万円を超え年10億円以下の金額を㉚の欄に、また、年10億円を超えるときは年400万円以下の金額を㉙の欄に、年400万円を超え年10億円以下の金額を㉚の欄に、年10億円を超える金額を㉛の欄にそれぞれ記載します。 (ホ) 事業年度が1年に満たない場合の㉙から㉚までの各欄の所得区分の金額400万円、800万円及び10億円は、次の算式により換算した数値に読み替えて、算定してください。	(1) 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業のみを行う法人は、記載する必要はありません。 (2) 事業年度が1年に満たない場合の「課税標準」の㉙～㉚の欄の記載は、次によります。 ㉙の欄 左の(2) (ホ)の算式により400万円を換算した金額(㉘の欄の金額が、この額以下の場合には、㉘の欄の金額)を記載してください。 ㉚の欄 同算式により800万円を換算した金額(㉘の欄の金額が、この額以下の場合には、㉘の欄の金額)から端数を切り捨てる前の㉙の欄の金額を控除した金額を記載してください。 ㉛の欄 ㉘の欄の金額から端数を切り捨てる前の㉙及び端数を切り捨てる前の㉚の欄の金額を控除した金額を記載してください。 (3) 法第72条の24の7第5項の規定により軽減税率の適用されない法人とは、事業

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
	$\frac{400\text{万円}(800\text{万円又は}10\text{億円}) \times \text{その事業年度の月数}}{12}$ この場合、「その事業年度の月数」は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。金額は円単位まで算出してください。 (3) ㉓の欄の課税標準の額は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人(外形対象法人)及び法第72条の24の7第5項の規定により軽減税率が適用されない法人がその所得金額を記載します。なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄のうち、当該都道府県分の金額を記載してください。 (4) ㉔から㉓までの各欄の課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	年度の末日(解散した法人にあっては、解散の日)において、3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人をいいます。 (4) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額(当該国内源泉所得が欠損金額である場合には、零とします。)及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額(当該国内源泉所得が欠損金額である場合には、零とします。)の合算額を㉔の欄に記載します。 ※ 大阪府の税率については、10～12ページの「税率一覧」を参照してください。
35 「付加価値割」 (㉔及び㉓の各欄)	(1) ㉔の欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人(外形対象法人)が、第6号様式別表5の2の㉑の欄の金額を記載します。 (2) ㉓の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあっては㉔の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。 この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	※ 大阪府の税率については、10～12ページの「税率一覧」を参照してください。
36 「資本割」 (㉔及び㉓の各欄)	(1) ㉔の欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人(外形対象法人)が、第6号様式別表5の2の㉓の欄の金額を記載します。 (2) ㉓の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあっては㉔の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。 この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	※ 大阪府の税率については、10～12ページの「税率一覧」を参照してください。
37 「収入割」 (㉔及び㉓の各欄)	収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいいます。)を行う法人のみが次のように記載します。 (1) ㉔の欄は、電気供給業(小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除きます。)及びガス供給業(法第72条の2第1項第4号に掲げる事業を除きます。)を行う法人にあっては第6号様式別表6の㉑の欄の金額を、生命保険会社又は外国生命保険会社等にあっては第6号様式別表7の㉑の欄の金額を、損害保険会社又は外国損害保険会社等にあっては第6号様式別表8の㉑の欄の金額を、少額短期保険業者にあっては同表の㉑の欄の金額を、株式会社日本貿易保険にあっては同表の㉑の「課税標準」の欄の金額を記載します。 (2) ㉓の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあっては㉔の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。 この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	※ 大阪府の税率については、10～12ページの「税率一覧」を参照してください。
38 「事業税の特定寄附金税額控除額㉔」	第7号の3様式の㉔の欄の金額を記載します。	
39 「差引事業税額 ㉔—㉔—㉔ ㉔」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
40 「租税条約の実施に係る事業税額の控除額④⑤」	「④③の欄の金額－④④の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う事業税額」とのいずれか少ない金額を記載します。 この場合において、その金額が赤字額となるときは記載しないでください。	
41 「この申告により納付すべき事業税額④③－④④－④⑤ ④⑥」及び「④⑥の内訳」の各欄(④⑦から④⑩までの各欄)	④⑥の欄は、④③の欄から④④の欄及び④⑤の欄の金額を控除した金額を記載し、④⑦から④⑩までの各欄は、その割ごとの内訳の金額をそれぞれ記載します。この場合において、④⑦から④⑩までの各欄に負数が生じるときであっても、△印を付してそのまま記載します。	「④⑥の内訳」の各欄の記載における④④の欄の金額の控除については、④⑦の欄、④⑧の欄、④⑨の欄、④⑩の欄の順に行います。
42 「④⑥のうち見込納付額 ④⑪」	④⑪の欄は、法第72条の25第3項(法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含みます。)又は第5項(法第72条の28第2項並びに第72条の29第2項及び第6項において準用する場合を含みます。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載します。	
43 「差引④⑥－④⑪ ④⑫」	④⑫の欄は、④⑥の欄から ④⑪の欄の金額を控除した金額を記載します。	
44 「所得割に係る特別法人事業税額 ④⑬」(④⑮の内訳)	「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については、「計④⑫」又は「軽減税率不適用法人の金額④⑬」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については、第6号様式別表14の「計④⑮」又は「軽減税率不適用法人の金額④⑯」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載します。	※ 超過税率、ハートフル税制又は成長特区税制を適用する法人については、標準税率以外の税率が適用される法人に該当します。 ※ 大阪府の税率については、10～12ページの「税率一覧」を参照してください。
45 「収入割に係る特別法人事業税額 ④⑭」(④⑮の内訳)	「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については、「収入金額④⑰」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については、第6号様式別表14の「収入金額④⑱」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載します。	※ 超過税率、ハートフル税制又は成長特区税制を適用する法人については、標準税率以外の税率が適用される法人に該当します。 ※ 大阪府の税率については、10～12ページの「税率一覧」を参照してください。
46 「差引特別法人事業税額 ④⑭－④⑮ ④⑯」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
47 「租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額 ④⑰」	「④⑰の欄の金額－④⑱の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う特別法人事業税額」とのいずれか少ない金額を記載します。 この場合において、その金額が赤字額となるときは記載しないでください。	
48 「この申告により納付すべき特別法人事業税額 ④⑰－④⑱－④⑲ ④⑳」	④⑳の欄は、④⑰の欄から ④⑱の欄及び ④⑲の欄の金額を控除した金額を記載します。	
49 「④⑳のうち見込納付額 ④㉑」	事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が、特別法人事業税につき、当該申告書の提出前に納付した金額を記載します。	
50 「差引 ④㉑－④㉒ ④㉓」	④㉓の欄は、④㉑の欄から ④㉒の欄の金額を控除した金額を記載します。	
51 「所得金額の計算の内訳」(④㉔から ④㉗までの各欄)	第6号様式別表5を添付する法人以外の法人が、次のように記載します。 (1) ④㉔の欄は、法人税の明細書(別表4)の34の欄の金額を記載します。 ただし、通算法人については、法人税の明細書(別表4付表)の9の欄の金額がある場合には、その金額を法人税の明細書(別表4)の34の欄の金額に加算した金額を記載してください。 (2) ④㉕の欄は、法人税の明細書(別表4)の34の欄の計算上損金の額に算入している所得税額及び復興特別所得税額がある場合において、当該所得税額及び復興特別所得税額を記載します。したがって、法人税法第40条の規定により納付した所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入していない場合には記載する必要はありません。 (3) ④㉖の欄は、法人税の明細書(別表12(1))の5の欄の金額又は10の欄の金額のいずれか少ない金額(法の施行地外において行う資源開発事業等に係る特定株式等に関する部分の金額に限りません。)に記載します。 (4) ④㉗の欄は、法人税の明細書(別表12(1))の「益金算入額の計算」の欄の25及び26の「計」の欄の金額の合計額(法の施行地外において行う資源開発事業等に係る特定株式等に関する部分の金額に限りません。)に記載します。	(1) 当該欄の左にある「※処理事項」欄については、記載する必要はありません。 (2) ④㉗の欄の記載にあたっては、次の点に留意してください。外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額が減額された場合、④㉗の欄には法人税の明細書(別表4)の30欄の金額から当該減額された外国法人税の額を控除した後の金額を記載してください。

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
	(5) ㉔の欄は、外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額について法人税法第69条に規定する外国税額の控除の適用を受ける金額を有する法人が外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額のうち、法人税の明細書(別表4)の30の欄に記載した金額を記載します。ただし、減額された外国法人税の額がある場合には、当該金額を減算した金額を記載してください。 (6) ㉕の欄は、第6号様式別表9の④の「計」の欄の金額及び法人税法第59条の規定の適用を受けようとする法人が第6号様式別表10の⑨の欄、同表の㉑の欄又は第6号様式別表11の㉒の欄の金額の合計額を記載します。	
52「法人税の所得金額 ㉖」	法人税の明細書(別表4)の52の欄の所得金額又は欠損金額を記載します。	
53「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額 ㉗」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式による届出書に代えようとするものが記載します。この場合において記載する金額は、㉒、㉔及び ㉕の欄に記載した金額の合計額と同額になります。	
54「還付請求」の「中間納付額 ㉘」	中間納付額の還付を受けようとする場合において還付請求書に代わるものとして記載することができます。この場合において、還付請求額として記載する額は、㉒の欄又は㉕の欄に△印を付した法人税割額又は均等割額と、㉔の欄に記載した事業税額及び ㉕の欄に記載した特別法人事業税額との合計額と同額になります。	
55「法人税の期末現在の資本金等の額」	法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額)を記載します。	資本金等の額は、法人税の明細書(別表5(1))の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
56「法人税の当期の確定税額」	当該事業年度の当該法人に係る法人税額(当該金額のうちに税額控除超過額相当額等の加算額又は特別控除取戻税額等がある場合には、当該税額控除超過額相当額等の加算額等を控除した額)を記載します。	
57「申告期限の延長の処分(承認)の有無」の「事業税」	法第72条の25第2項から第4項まで、第6項若しくは第7項(法第72条の28第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含みます。)又は法第72条の25第5項(法第72条の28第2項並びに第72条の29第2項及び第6項において準用する場合を含みます。)の規定により申告期限の延長の処分を受けている法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。	
58「申告期限の延長の処分(承認)の有無」の「法人税」	法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含みます。)の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長されている法人(同法第75条の2第8項(同法第144条の8において準用する場合を含みます。))において準用する同法第75条第5項又は同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みます。)は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。	
59「法人税の申告書の種類」	次に掲げる法人税の申告書を提出する法人の区分ごとに、それぞれ次に定める申告書の種類を○印で囲んで表示します。 (1) 法人税法第2条第36号に規定する青色申告書を提出する法人「青色」 (2) その他の申告書を提出する法人「その他」	
60「翌期の中間申告の要否」	当該事業年度の当該法人に係る法人税額(当該金額のうちに税額控除超過額相当額等の加算額又は特別控除取戻税額等がある場合には、当該税額控除超過額相当額等の加算額等を控除した額)を当該事業年度の月数で除し、これに6を乗じて計算した金額が10万円を超える法人(翌期に法人税法第71条第1項又は第144条の3第1項(同法第72条第1項又は第144条の4第1項の規定が適用される場合を含みます。))の規定により中間申告をする必要のある法人を含みます。)は「要」を、その他の法人は「否」を○印で囲んで表示します。 ＊ 翌事業年度において通算子法人に該当し、翌事業年度開始の日から法第53条第1項又は第2項及び第72条の26第1項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数(暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。))が6以外である場合には、6を当該月数に読み替えて計算します。	
61「国外関連者の有無」	外国(わが国と租税条約を締結している国に限ります。))に子会社又は親会社等(租税特別措置法第66条の4の規定に該当する法人)を有する法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。	
62「資本金の額(外貨)」	外国通貨により表示した「期末現在の資本金の額(解散日現在の額)」を記載します。(記載例: 10,000,000米ドル、10,000,000元、	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人のみ記載し

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
	10,000,000ウォン等。以下同じです。)	ます。
63「資本準備金の額(外貨)」	外国通貨により表示した「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人のみ記載します。
64「資本剰余金の額(外貨)」	外国通貨により表示した「期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額(解散日現在の額)」を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人のみ記載します。
65「前事業年度の法人区分」	前事業年度の申告において、「法人区分」の欄の「イに掲げる法人」を○印で囲み表示した法人が、同様に表示します。 なお、令和7年4月1日以後に最初に開始する事業年度については、令和6年3月30日を含む事業年度の前事業年度から令和7年4月1日以後に最初に開始する事業年度の前事業年度までのいずれかの事業年度の末日時点において、資本金又は出資金の額が1億円を超える場合には、「イに掲げる法人」を○印で囲んで表示します。ただし、令和6年3月30日を含む事業年度の前事業年度の末日時点で資本金又は出資金の額が1億円を超え、令和6年3月29日時点で資本金又は出資金の額が1億円以下であり、かつ、令和6年3月30日を含む事業年度から前事業年度までの各事業年度の末日時点で、資本金又は出資金の額が1億円以下である場合には、○印で囲みません。	

税率一覧

■法人府民税（均等割）の税率表

資本金等の額に応じて、5段階の税率が定められています。

法人等の区分	均等割額（年額）
	平成13年4月1日以後に開始する事業年度
資本金等の額が1千万円以下である法人など（注）	20,000円
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	75,000円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	260,000円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	1,080,000円
資本金等の額が50億円を超える法人	1,600,000円

（注）①公共法人・公益法人等（地方税法第25条第1項の規定により均等割を課することができない法人を除きます。）

②人格のない社団等（地方税法第24条第6項の規定の適用がある場合に限ります。）③一般社団法人・一般財団法人

④資本金の額又は出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除きます。）を含みます。

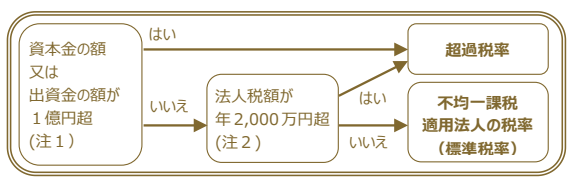
※1「資本金等の額」とは、「法人税法第2条第16号に規定する額から無償増減資等の額を加減した額」と「資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額」のいずれか高い金額をいいます。なお、保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として地方税法施行令第6条の24の規定により算定した金額をいいます。

※2「資本金等の額」は、事業年度終了の日（ただし、中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日）現在の額で判定します。

■法人府民税（法人税割）の税率表

税率（％）			
令和元年10月1日以後に開始する事業年度		平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度	
超過税率	不均一課税適用法人の税率（標準税率）	超過税率	不均一課税適用法人の税率（標準税率）
2	1	4.2	3.2

超過税率・不均一課税適用法人の税率（標準税率）の適用判定



（注1） 資本金の額又は出資金の額が1億円超であるかどうかは、事業年度終了の日（中間申告の場合は、事業年度開始日から6か月を経過した日の前日）現在の額で判定します。なお、保険業法に規定する相互会社は、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人として判定します。

（注2） 法人税額が年2,000万円超であるかどうかは、課税標準となる法人税額（2以上の都道府県に事務所等を有する法人については分割前の法人税額）（申告書第6号様式の「⑤欄」に記載すべき額）によって判定します。なお、事業年度が1年に満たない場合は、課税標準となる法人税額が算式（2,000万円×事業年度の月数÷12月）により算出した額を超えるかどうかで判定します。この場合の事業年度の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。

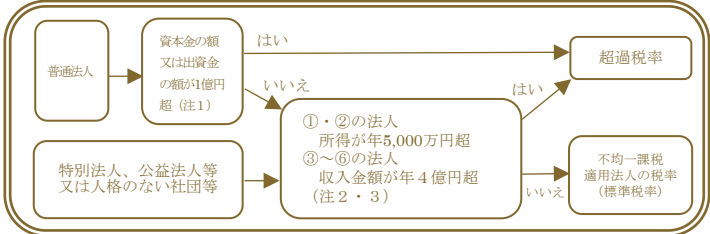
■法人事業税の税率表

法人の種類		所得等の区分				税率（％）				
						事業年度開始の日				
						R7.4.1～	R4.4.1～ R7.3.31	R2.4.1～ R4.3.31	R1.10.1～ R2.3.31	H28.4.1～ R1.9.30
① 所得金額課税法人 （法第72条の2第1項第1号ロ）	①-1 普通法人（注1）、 公益法人等、 人格のない社団等	所得割	適軽 用減 法税 人率	年400万円以下の所得	超過	3.75			3.65	
					標準	3.5			3.4	
			年400万円を超え 年800万円以下の所得	超過	5.665			5.465		
				標準	5.3			5.1		
			年800万円を超える所得	超過	7.48			7.18		
				標準	7			6.7		
	軽減税率不適用法人	超過	7.48			7.18				
		標準	7			6.7				
	①-2 特別法人（注1・2）	所得割	適軽 用減 法税 人率	年400万円以下の所得	超過	3.75			3.65	
					標準	3.5			3.4	
			年400万円を超える所得	超過	5.23			4.93		
				標準	4.9			4.6		
軽減税率不適用法人			超過	5.23			4.93			
			標準	4.9			4.6			
② 外形標準課税適用法人 （同項第1号イ）		所得割	適軽 用減 法税 人率	年400万円以下の所得	超過	—（注3）		0.495	0.395	
					標準	—（注3）		0.4(注4)	0.3(注4)	
			年400万円を超え 年800万円以下の所得	超過	—（注3）		0.835	0.635		
				標準	—（注3）		0.7(注4)	0.5(注4)		
			年800万円を超える所得	超過	—（注3）		1.18	0.88		
				標準	—（注3）		1(注4)	0.7(注4)		
			軽減税率不適用法人	超過	1.18	1.18	0.88			
				標準	1	1(注4)	0.7(注4)			
		付加価値割	超過	1.26		1.26				
			標準	1.2		—				
		資 本 割	超過	0.525		0.525				
			標準	0.5		—				
③ 電気供給業（④及び⑤を除く）、導管ガス供給業、保険業又は貿易保険業を行う法人 （同項第2号）		収 入 割	超過	1.065				0.965		
			標準	1				0.9		
④ 小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を行う法人（⑤以外の法人） （同項第3号ロ）		収 入 割	超過	0.8025			本表の③を参照			
			標準	0.75						
		所 得 割	超過	1.9425			—	—		
			標準	1.85			—	—		
⑤ 小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を行う外形標準課税適用法人 （同項第3号イ）		収 入 割	超過	0.8025	0.8025		本表の③を参照			
			標準	0.75	0.75(注4)					
		付加価値割	超過	0.3885		0.3885	—	—		
			標準	0.37		—				
		資 本 割	超過	0.1575		0.1575	—	—		
			標準	0.15		—				
⑥ 特定ガス供給業を行う法人 （同項第4号）		収 入 割	超過	0.519			本表の③を参照			
			標準	0.48(注4)						
		付加価値割	超過	0.8085			—	—	—	
			資 本 割	超過	0.336			—	—	—

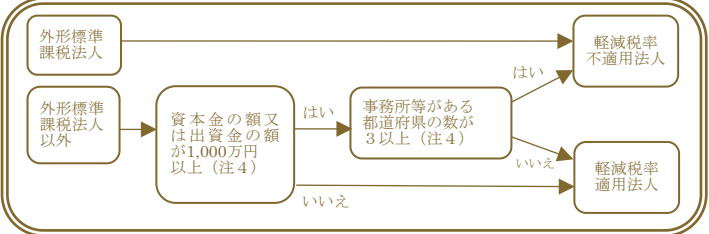
（注）については次ページをご参照ください。

- (注1) 特別法人とは、協同組合、信用金庫、医療法人など地方税法第72条の24の7第7項に規定する法人をいい、普通法人とは、特別法人、公益法人等及び人格のない社団等以外の法人をいいます。
- (注2) 特別法人のうち租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する協同組合等については、上表の税率区分に加えて、所得のうち年10億円を超える金額に係る法人事業税の税率は次のとおり適用されます。
- ・令和元年10月1日以後に開始する事業年度分：6.095%（標準税率5.7%）
 - ・平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度分：5.895%（標準税率5.5%）
- (注3) 令和4年4月1日以後に開始する事業年度から外形標準課税適用法人は軽減税率不適用法人です。
- (注4) 大阪府では法人事業税への適用はありませんが、特別法人事業税又は地方法人特別税の基準法人所得割額又は基準法人収入割額の計算に用います。

1. 超過税率・不均一課税適用法人の税率（標準税率）の適用判定



2. 「軽減税率不適用法人」に該当するかどうかの判定



- (注1) 資本金の額又は出資金の額が1億円超であるかどうかは、事業年度終了の日（中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日）現在の額で判定します。
- (注2) 所得が年5,000万円超又は収入金額が年4億円超であるかどうかは、課税標準となる所得又は収入金額（2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては分割前の所得又は収入金額）（申告書第6号様式の「㉔欄」に記載すべき額又は「㉙欄」に記載すべき額（当該金額に1,000円未満の金額がある場合は、その端数を切り捨てた金額））によって判定します。なお、事業年度が1年に満たない場合は、課税標準となる所得又は収入金額が算式〔5,000万円（又は4億円）×事業年度の月数÷12月〕により算出した額を超えるかどうかで判定します。この場合の事業年度の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。
- (注3) 所得が年5,000万円超又は収入金額が年4億円超のいずれで判定するかどうかは、①・②の法人にあっては所得（申告書第6号様式の「㉔～㉙欄」に記載すべき税率は「㉘欄」の金額）により、③の法人にあっては収入金額（申告書第6号様式の「㉙欄」に記載すべき税率は「㉚欄」の金額）によりそれぞれ判定します。
- (注4) 軽減税率不適用法人に該当するかどうかは、事業年度終了の日（中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日）の現況により判定します。

■特別法人事業税・地方法人特別税の税率表

課税標準	法人の種類 (事業税の税率表の区分)	税率（％）			
		事業年度開始の日			
		R4.4.1～	R2.4.1～ R4.3.31	R1.10.1～ R2.3.31	H28.4.1～ R1.9.30
		特別法人事業税			地方法人特別税
基準法人所得割額	①-1 所得金額課税法人（普通法人等）	37			43.2
	①-2 所得金額課税法人（特別法人）	34.5			
	② 外形標準課税適用法人	260			414.2
基準法人収入割額	③ 電気供給業（④・⑤を除く）等を行う法人	30			43.2
	④・⑤ 小売・発電事業等を行う法人	40		本表の③を参照	
	⑥ 特定ガス供給業を行う法人	62.5			

※税額＝基準法人所得割額又は基準法人収入割額×税率
基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは標準税率で計算された、法人事業税（所得割・収入割）の税額のことです。

災害による被災者に対する軽減措置等について

災害により被害を受けられた方については、以下のとおり申告・納付等の期限延長及び納税の猶予等の制度があります。詳しくは、20ページの「大阪府ホームページ 府税あらかると」をご覧くださいか、担当の府税事務所までお問い合わせください。

1 申告・納付等の期限延長

災害等により府税の申告・納付等が定められた期限までにできないときは、災害のやんだ日から10日以内に申請することにより、2ヶ月の範囲でその期限を延長することができます。

法人事業税・特別法人事業税については、上記以外に災害等によって決算が確定しないため、期限までに申告納付ができない場合には、事業年度終了の日から45日以内に申請書を提出することにより、2ヶ月の範囲を超えて申告納付期限を延長することができる制度があります。

法人府民税については、法人税の申告納付期限が延長されますと、同様に申告納付期限が延長されます。

2 納税の猶予

府税を一時に納税することができないときは、申請に基づき、原則として1年以内に限り納税の猶予を受けることができます。

納付方法

法人府民税・事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税の税額は、納付書によって、納期限までに府税の収納事務を取り扱う下記の金融機関等で納付してください。

(令和7年4月1日現在)

納付できる店舗	区分	名称
国内に所在する全店舗	銀行	りそな、三菱UFJ、三井住友、みずほ、北陸、北國、大垣共立、十六、三十三、百五、滋賀、京都、関西みらい、池田泉州、南都、紀陽、但馬、鳥取、中国、山口、阿波、百十四、伊予、四国、肥後、大分、鹿児島、東京スター、富山第一、あいち、名古屋、みなと、徳島大正、香川、愛媛、高知、あおぞら、SBI新生、PayPay(※)、楽天(※) (※)Pay-easy(ペイジー) 納付にのみ対応しています。
	労働金庫	近畿
府内に所在する店舗	信用金庫	信金中央金庫、大阪、大阪厚生、大阪シティ、大阪商工、永和、北おおさか、枚方、尼崎、京都
	信用組合	全国信用協同組合連合会、大同、成協、大阪協栄、大阪貯蓄、のぞみ、大阪府医師、近畿産業、ミレ
	農業協同組合	大阪府信用農業協同組合連合会、北大阪、高槻市、茨木市、大阪北部、大阪泉州、いずみの、堺市、大阪南、大阪中河内、グリーン大阪、北河内、大阪東部、九個荘、大阪市
	ゆうちょ銀行	大阪府内の各郵便局

地方税共通納税システムについて

共通納税とは、自宅やオフィスから、地方税の納付手続きを電子的に行うことで、全ての地方公共団体へ一括して電子納付することができます。また、令和5年4月からは新たにクレジットカードによる納付が可能になりました。

●納付できる税金の種類

法人都道府県民税、法人事業税、特別法人事業税又は地方法人特別税、個人道府県民税（利子割、配当割、株式等譲渡所得割）、法人市町村民税、事業所税、個人住民税（特別徴収分、退職所得分）、府たばこ税（手持品課税は除く。）、ゴルフ場利用税、軽油引取税、宿泊税

●地方税共通納税システムのメリット

- 1 全ての都道府県、区市町村を対象として、複数の地方公共団体へ一括して電子的に納付することができ、納付事務の負担が軽減されます。
- 2 電子申告を行った申告情報を共通納税システムに引き継いで納付することができます。
- 3 事前に登録した金融機関口座を指定して、地方税を直接納付することができます。（ダイレクト納付）
- 4 地方公共団体が指定する金融機関以外の金融機関からも納付できます。

●ご利用可能な納付手段

・ダイレクト納付、情報リンク方式、オンライン方式（ATM・インターネットバンキング）、クレジットカード

●ご利用可能な時間

時期や納付手段によってご利用可能な時間が異なります。詳しくはeLTAXホームページの「共通納税とは」(<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/gaiyou/>) をご覧ください。

●取扱金融機関

各銀行、信用金庫、信用組合など多くの金融機関でご利用いただけます。

（地方公共団体の指定する金融機関に限りません。）

<注意>

共通納税では紙の領収書は発行されませんが、納付済みの確認メッセージや納付履歴が画面上で確認できます。

なお、地方税共通納税システムの利用に際して、ご不明な点等ございましたら、eLTAXホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp>) 内の「よくあるご質問」をご覧ください。

eLTAX 共通納税とは



eLTAX



法人府民税（法人税割）及び法人事業税の超過課税の適用期間の延長について

大阪府におきましては、道路網や公共交通など企業の経済活動を下支えする都市基盤整備の財政需要に引き続き対応していく必要があるため、令和5年3月に大阪府税条例の一部を改正し、法人府民税（法人税割）及び法人事業税の超過課税の適用期間を令和8年10月31日までの間に終了する事業年度分まで3年間延長しています。

つきましては、大阪府の財政状況等をご理解いただきまして、今後ともご協力をお願いいたします。

令和7年度税制改正の概要について

◆ 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の期間の延長について

認定地方公共団体の寄附活用事業（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業）に関連する寄附をした場合の法人府民税（法人税割）及び法人事業税の特別控除制度について、その適用期間を3年延長し、令和10年3月31日までとします。

※地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の適用を受ける場合は、第7号の3様式と寄附金を受けた認定地方公共団体が当該寄附金の受領について交付する受領書の写しの提出をお願いします。

- 法人府民税（法人税割） 寄附額の5.7%【ただし、法人府民税（法人税割）の20%が上限】
- 法人事業税 寄附額の20%【ただし、法人事業税の20%が上限】

外形標準課税の適用対象法人の見直しについて

外形標準課税の適用対象法人について次のとおり見直されています。

① 減資への対応

外形標準課税の対象法人について、当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象となります。

※令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用。

② 100%子法人等への対応

資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象となります。

※令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用。

※新たに100%子法人等への対応により外形標準課税の対象となる法人について、外形標準課税の対象となったことにより、従来の課税方式で計算した税額を超えることとなる額のうち、次に定める額を、当該事業年度に係る法人事業税額から控除する。

適用事業年度	法人事業税から控除する額
令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度	当該超える額に3分の2の割合を乗じた額
令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度	当該超える額に3分の1の割合を乗じた額

eLTAXを利用すると、申告などがインターネットで簡単、便利に！！

■ 地方税ポータルシステム（eLTAX）

eLTAXとは、地方公共団体の窓口に行く必要がなく、自宅やオフィス、税理士事務所から、インターネットを利用して申告等の手続きができる便利なシステムのことです。このシステムを利用すれば、複数の地方公共団体への申告がまとめて1回のデータ送信で行うことができます。

また、地方税共通納税システムを利用して電子納付することができます。地方税共通納税システムとは、法人府民税・事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税などを複数の地方公共団体に対して、インターネットバンキング、ダイレクト納付やクレジットカードにより電子的に納付することが可能となる仕組みです。

【対象税目】

法人都道府県民税、法人事業税、特別法人事業税又は地方法人特別税、事業所税、個人道府県民税（利子割、配当割、株式等譲渡所得割）、法人市町村民税、個人住民税（特別徴収分、退職所得分）、府たばこ税（手持品課税は除く。）、ゴルフ場利用税、軽油引取税、宿泊税

※今後、段階的に対象税目が拡大される予定です。

これにより、eLTAXを利用して、申告から納税までの手続きを一貫して行うことができます。大阪府で利用可能な手続きは、次のとおりです。

■ 利用可能な手続き（法人府民税・法人事業税・特別法人事業税）

電子申告	電子申請・届出	共通納税
○予定申告 ○中間申告 ○確定申告 ○修正申告 ○清算事業年度予納申告 ○均等割申告 ○清算確定申告	○法人設立・設置届出 ○異動届出 ○更正の請求 ○申告書の提出期限の延長の処分等の届出・承認申請 ○申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出	○本税の納付 ○見込納付 ○みなし納付

■ 利用できる方

- 法人府民税・事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税などの納税者の方
- 税理士及び税理士法人等の税理士業務を行う方



■ eLTAXの利用手続や操作方法等に関して、ご不明な点については以下のページをご覧ください。

eLTAX



■ 申告や申請等の手続きの詳細については、以下のページをご覧ください。

府税あらかると



成長産業特別集積区域における税制（成長特区税制）について

平成28年4月1日から、大阪府内の成長産業特別集積区域（成長特区）に進出し、成長産業事業計画の認定を受け、新エネルギーやライフサイエンスなどの事業を行った場合、法人府民税・法人事業税の軽減措置があります。

※旧特区税制において事業計画の認定を受けた事業者についても、認定期間中は引き続き軽減の適用があります。

◆軽減措置の概要

- 【対象区域】夢洲・咲洲地区、阪神港地区、大阪駅周辺地区、北大阪地区（彩都西部地区等）、関西国際空港地区、北大阪健康医療都市（健都）区域、未来医療国際拠点区域
- 【対象事業】「新エネルギー分野」「ライフサイエンス分野」関係事業（両分野を支援する事業（国際貨物・MICE）含む）
- 【軽減内容】法人府民税・法人事業税：府外から特区に新たに進出の場合
5年間ゼロ＋5年間1／2（最大の場合）
⇒ 府内から成長特区に新たに進出の場合、従業者数の増加割合に応じて軽減します。

成長産業事業計画の申請方法等については、次のお問い合わせ窓口にお問い合わせいただくか、大阪府のホームページ「成長特区税制のご案内」(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o110030/ritchi/tokku/index.html>) をご覧ください。

■ お問い合わせ窓口

【制度について】

大阪府 商工労働部 成長産業振興室 国際ビジネス・スタートアップ支援課
スタートアップ拠点形成グループ

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）25階
電話：06-6210-9482 FAX：06-6210-9296

【新エネルギー分野の申請方法について】

大阪府 商工労働部 成長産業振興室 産業創造課 グリーンビジネスグループ

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）25階
電話：06-6210-9269 FAX：06-6210-9296

【ライフサイエンス分野の申請方法について】

大阪府 商工労働部 成長産業振興室 ライフサイエンス産業課 未来医療推進グループ

〒540-0008 大阪市中央区大手前3丁目2-12 大手前庁舎別館7階
電話：06-6944-9144 FAX：06-6944-9098

成長特区税制



ハートフル税制について

大阪府では、府内における障がい者雇用の促進及び職業の安定を図るため、次のとおり、法人事業税を軽減する「ハートフル税制」（特定特例子会社、重度障がい者多数雇用法人或は障がい者多数雇用中小法人に対する軽減税率の適用）を実施しています。

◆軽減措置の概要

	特定特例子会社	重度障がい者多数雇用法人	障がい者多数雇用中小法人
対象法人	平成22年4月1日から令和12年3月31日までの間に認定を受けた特例子会社で、次のすべての要件を満たすもの 府内の事務所等において ●雇用する障がい者である労働者が5人以上 ●雇用する労働者に占める障がい者の割合が20%以上 ●雇用する障がい者である労働者に占める重度身体障がい者等の割合が30%以上 重度身体障がい者等とは、重度身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者をいいます。	平成22年4月1日から令和12年3月31日までの間に府内の事務所等で新たに重度身体障がい者等を雇い入れ、次のすべての要件を満たすもの 法人及び府内の事務所等ともに ●雇用する障がい者である労働者が5人以上 ●雇用する労働者に占める障がい者の割合が20%以上 ●雇用する障がい者である労働者に占める重度身体障がい者等の割合が30%以上	雇用する労働者の数が常時100人以下の法人で、平均雇用障がい者数（府内の事務所等における各事業年度に属する各月初日に雇用する障がい者数の合計数を事業年度の月数で除して得た数）が次の数を超えるもの ① 平均雇用労働者数が40人未満の場合は2人 ② 平均雇用労働者数が40人以上80人未満の場合は3人 ③ 平均雇用労働者数が80人以上100人以下の場合は4人 ※ 平均雇用労働者数とは、法人全体における各事業年度に属する各月初日に雇用する労働者数の合計数を事業年度の月数で除して得た数をいいます。
軽減税目	法人事業税		
軽減内容（*）	現行税率の9／10		現行税率の9／10（軽減額に上限があります。）
適用年度	認定日の属する事業年度終了の日の翌日から5年の間に終了する各事業年度	要件を初めて満たした日の属する事業年度終了の日の翌日から5年の間に終了する各事業年度	平成22年4月1日から令和12年3月31日までの間に開始する各事業年度
	資本金の額又は出資金の額が1億円を超えている事業年度は適用しない		
提出期限	確定又は中間（予定申告を除く）申告のそれぞれ申告期限前30日まで		

■ この軽減税率の適用を受けるためには、上記の要件以外に対象法人ごとに定めた要件に該当するとともに、**商工労働部雇用推進室就業促進課障がい者雇用促進グループ**での「事前確認手続」と府税事務所での「軽減税率の適用手続」の両方の手続を経ていただく必要があります。

詳しくは、大阪府商工労働部雇用推進室就業促進課障がい者雇用促進グループにお問い合わせいただくか、大阪府のホームページ「ハートフル税制」（https://www.pref.osaka.lg.jp/0110100/koyotaisaku/syougai_zei/index.html）をご覧ください。

（*）外形標準課税の対象法人はハートフル税制の対象外です。外形標準課税については、20ページの「大阪府ホームページ 法人事業税の外形標準課税について」をご覧ください。

＜ご注意ください！＞

- 特定特例子会社は、重度障がい者多数雇用法人或は障がい者多数雇用中小法人に係る事業税の軽減が適用されません。
- 重度障がい者多数雇用法人は、特定特例子会社又は障がい者多数雇用中小法人に係る事業税の軽減が適用されません。
- 障がい者多数雇用中小法人は、特定特例子会社又は重度障がい者多数雇用法人と同じ事業年度で事業税の軽減が適用されません。
- 成長特区税制の事業計画の認定を受けた法人は、一定期間（※）ハートフル税制は適用できません。
（※）事業計画の認定を受けた日の属する事業年度から事業実施期間の終了の日を含む事業年度の翌事業年度まで。
- 次に該当する事業年度については、事業税の軽減が適用されません。
 - 事業年度終了の日現在における資本金の額又は出資金の額が1億円を超えている事業年度
 - 府内で風俗営業又は性風俗関連特殊営業を営んだ事業年度
 - 申告期限前3年の間に、法人事業税の決定処分、法人税の重加算税・法人事業税の重加算金の決定処分等一定の事実がある場合、その申告期限に係る事業年度
 - 事業年度終了の日現在におけるその発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上が資本金の額又は出資金の額が1億円を超える一の法人により所有され、又は出資されている場合、その事業年度（重度障がい者多数雇用法人或は障がい者多数雇用中小法人に限る。）
 - 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条から第45条の3までの規定の適用を受ける親事業主、特例子会社、関係会社、関係親事業主、関係子会社、特定事業主又は特定組合等に該当する場合、その事業年度（重度障がい者多数雇用法人或は障がい者多数雇用中小法人に限る。）

＜軽減税率の適用手続＞

- ＜事前確認手続＞を行った後、次のとおり府税事務所に提出してください。
- 各手続の提出期限を経過すると、軽減税率の適用を受けることはできませんのでご注意ください。

提出期限	確定又は中間申告期限まで
提出先	府税事務所
必要書類	申告書 法人事業税の確定又は中間申告書
	【共通（特定特例子会社、重度障がい者多数雇用法人、障がい者多数雇用中小法人）】 ①確認結果通知書の写し ②風俗営業等を営む法人でない旨の申立書 ③貸借対照表 【障がい者多数雇用中小法人のみ】 障害者多数雇用中小法人に係る法人事業税不均一課税計算書

○事前確認の申請書は次のホームページからダウンロードしていただけます。

URL： https://www.pref.osaka.lg.jp/o110100/koyotaisaku/syougai_zei/yousiki.html

また、19ページの確認申請・お問い合わせ窓口でもお渡ししています。

大阪府 ハートフル 申請 

○「風俗営業等を営む法人でない旨の申立書」、「障害者多数雇用中小法人に係る法人事業税不均一課税計算書」は次のホームページからダウンロードしていただけます。

URL： <https://www.pref.osaka.lg.jp/o050040/zei/alacarte/hojin-dl.html>

府税 ハートフル 様式 

■ ハートフル税制を適用した場合の法人事業税の税率（令和元年10月1日以後開始事業年度）

区分		法人の種類	所得等の区分		税率（％）		
					超過税率	不均一課税適用法人の税率	標準税率（注2）
①	所得を課税の基礎とするもの	普通法人、公益法人等、人格のない社団等	適用軽減税率人率	年400万円以下の所得	0.375	0.35	3.5
				年400万円を超え年800万円以下の所得	0.5665	0.53	5.3
			軽減税率不適用法人	年800万円を超える所得	0.748	0.7	7
		特別法人（注1）	適用軽減税率人率	年400万円以下の所得	0.375	0.35	3.5
				年400万円を超える所得	0.523	0.49	4.9
			軽減税率不適用法人				
②	収入金額を課税の基礎とするもの	③以外の電気供給業、保険業等	収入金額		0.1065	0.1	1
③	収入金額及び所得を課税の基礎とするもの	小売・発電事業法人等	収入割	収入金額	0.08025	0.075	0.75
			所得割	所得	0.19425	0.185	1.85

- （注1）特別法人とは、地方税法第72条の24の7第7項に規定する法人をいい、普通法人とは、特別法人、公益法人等及び人格のない社団等以外の法人をいいます。
- （注2）法人事業税への適用はありませんが、特別法人事業税又は地方法人特別税の基準法人所得割額又は基準法人収入割額の計算に用います。
- （注3）超過税率・不均一課税適用法人の税率の適用判定及び軽減税率不適用法人の該当判定については、12ページに記載の判定表によって確認してください。

- 特定特例子会社及び重度障がい者多数雇用法人に対する上記の税率は、認定日（特定特例子会社の場合）又は要件を初めて満たした日（重度障がい者多数雇用法人）の属する事業年度終了の日の翌日から5年の間に終了する各事業年度に適用されます。
- 障がい者多数雇用中小法人に係る事業税の軽減については、上限額がありますので、ご注意ください。

■ ハートフル税制を適用した場合の特別法人事業税の計算方法

税 額＝ 基準法人所得割額又は基準法人収入割額 × 税率（注）

※ 基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、標準税率で計算された法人事業税（所得割・収入割）の税額のことです。

税率については、12ページをご確認ください。

（注意）特別法人事業税については国税として創設されたため、大阪府が独自に実施しているハートフル税制の適用がありません。

■ 「ハートフル税制」に関する確認申請・お問い合わせの窓口

大阪府 商工労働部 雇用推進室 就業促進課 障がい者雇用促進グループ

〒540-0031 大阪市中央区北浜東3-14 エル・おおさか本館11階

電話：06-6360-9077/9078 FAX：06-6360-9079

URL：https://www.pref.osaka.lg.jp/0110100/koyotaisaku/syougai_zei/index.html

ハートフル税制



大阪市の法人関係申告受付窓口について

中央府税事務所総合受付窓口に大阪市の法人関係申告受付窓口が併設されています。

【大阪市の法人関係申告受付窓口での取扱業務】

- ・法人市民税及び事業所税の申告書や届出書の受付

（※個人市民税（特別徴収）及び固定資産税（償却資産）の申告書等のご提出は、大阪市船場法人市税事務所までお願いします。）

- ・市税の納税証明書の発行（課税証明書、固定資産評価証明書を除く）
- ・市税の収納 等

※法人市民税の申告書等を郵送でご提出される場合には、次の住所あてにご送付ください。

大阪市船場法人市税事務所

（所在地：〒541-8551大阪市中央区船場中央1-4-3-203船場センタービル3号館2階北側）

（注意）法人事業税及び法人府民税の申告書等は大阪府、法人市民税の申告書等は大阪市にご郵送ください。

法人事業税及び法人府民税の申告書等の提出先は次頁をご覧ください。

提出先・お問い合わせ先

申告書等は担当の府税事務所に提出ください。
担当区域については下記をご確認ください。

■府税事務所

事務所名	電話・ファックス	郵便番号	所在地	担当区域
中 央	TEL 06(6941)7951 FAX 06(6941)7935	540-8507 (法人申告書 送付専用 郵便番号)	大阪市中央区大手前3丁目1番43号 大阪府新別館北館	大阪市内全域
三 島	TEL 072(627)1121 FAX 072(627)1327	567-8515	茨木市中穂積1丁目3番43号 (三島府民センタービル内)	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町
豊 能	TEL 072(752)4111 FAX 072(752)4124	563-8588	池田市城南1丁目1番1号 (池田・府市合同庁舎内)	豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町
泉 北	TEL 072(238)7221 FAX 072(222)6536	590-8558	堺市堺区中安井町3丁4番1号	堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町
泉 南	TEL 072(439)3601 FAX 072(423)1962	596-8520	岸和田市野田町3丁目13番2号 (泉南府民センタービル内)	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、 阪南市、熊取町、田尻町、岬町
南 河 内	TEL 0721(25)1131 FAX 0721(25)2192	584-8531	富田林市寿町2丁目6番1号 (南河内府民センタービル内)	富田林市、河内長野市、羽曳野市、藤井寺市、 大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
中 河 内	TEL 06(6789)1221 FAX 06(6789)7442	577-8509	東大阪市御厨栄町4丁目1番16号	八尾市、松原市、柏原市、東大阪市
北 河 内	TEL 072(844)1331 FAX 072(846)3988	573-8501	枚方市岡東町19番1号 ステーションヒル枚方オフィスB 9階	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、 四條畷市、交野市

■大阪府ホームページ

・「府税あらかると」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o050030/zei/alcarte/index.html>

府税あらかると



・「法人府民税・事業税関係様式一覧」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o050040/zei/alcarte/youshikiichiran.html>

大阪府 申告様式



・「法人事業税の外形標準課税について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o050040/zei/alcarte/gaikei.html>

大阪府 外形標準課税

